チ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
リ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ル　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ヲ　措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
二　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
ロ　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ハ　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の三に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ロ　保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
ハ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ニ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ホ　児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
ヘ　保護児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ト　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
チ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
リ　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ヌ　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ル　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ヲ　保護児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
四　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。）第一号に掲げる情報
五　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号の三に係る部分に限る。）同法第三十三条の六の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受ける義務教育終了児童等（同法第六条の三第一項の義務教育終了児童等をいう。）に係る市町村民税に関する情報

第十三条　法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ロ　当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該決定に係る予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ロ　当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十五条　法別表第二の二十一の項の主務省令で定める事務は、身体障害者福祉法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務とし、同表の二十一の項の主務省令で定める情報は、当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十八条の診察の通知に関する事務　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十二条から第二十六条の三までの規定による申請、通報若しくは届出のあった者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務　当該入院措置に係る精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務　措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十七条　法別表第二の二十四の項の主務省令で定める事務は、前条第三号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
二　措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報